

市立みどり保育園移管先法人募集要項

富田林市立みどり保育園の運営を移管する法人（以下「移管先法人」という。）の募集を、次の通り行います

1. 移管前の市立みどり保育園の概要

- (1) 所在地 富田林市若松町一丁目8番5号
- (2) 定員 240人（ただし、運用定員は147人）
- (3) 敷地面積 3,134.20㎡
- (4) 建物 軽量鉄骨コンクリート造 一部2階建
- (5) 建築面積 1,149.32㎡（延床面積 1,617.57㎡）

2. 移管後の（仮称）新みどり保育園の概要

- (1) 所在地 富田林市若松町一丁目地内
※現在、再整備計画を進めている地域内で用地確保する予定です。
（別紙の再整備計画区域図をご参照ください。）
- (2) 予定定員 150人程度
- (3) 再整備計画区域内の都市計画の内容
用途地域：第一種住居地域・近隣商業地域
なお、近隣商業地域は準防火地域に指定されています。
- (4) 敷地面積 2,700㎡程度
- (5) 土地所有 富田林市

3. 運営の移管年月日

平成24年4月1日

4. 応募資格

次の各項をすべて満たす、社会福祉法第22条の規定により設立された法人福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）とします。

- (1) 大阪府内において、児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所を、3年以上運営していること。
- (2) 新たに保育所を運営するために必要な経営基盤および社会的信用を有していること。
- (3) 理事長が、児童福祉事業に熱意と識見を有していること。また、過去3年間に、国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) その他、移管条件を遵守する能力を有していること。

5. 移管条件

移管条件は次の通りです。移管先となる法人とは、これら移管条件を盛り込んだ協定を

締結します。なお、本要項に定めのない事項については、別途協議して決定することとします。

- (1) 「社会福祉法人指導監査要綱（平成 13 年 7 月 23 日雇児第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号）」等を遵守し、誠実な法人運営を行うこと。
- (2) 富田林市の保育行政をよく理解し、積極的に協力できる法人であり、「移管に関する保育所整備・運営要領」（別紙）を遵守すること。
- (3) 保育所用地は原則として無償貸与とする。
- (4) 備品については、市立保育園において使用しているものを引き続き使用する場合は無償で譲渡する。（譲渡時期は別途協議する。また、パソコンおよびその周辺機器、ソフトウェアなどの情報関連機器等を除く。）
その他に新たに必要とする備品は、移管先法人において調達すること。
- (5) 保育所の建物、付属施設については、移管先法人において整備すること。
- (6) 保育所の設置にあたっては、法人において事業認可、建築確認その他の必要な手続きを行い、担当行政庁の認可を得ること。なお、これらに要する経費は、法人の負担とする。

6. 申し込み方法

(1) 申請書類の配布

平成 22 年 10 月 7 日（木）～10 月 12 日（火）、午前 9 時から午後 5 時 30 分
（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

申請書類様式を、電子データ（WORD）で希望される場合は、法人名、担当者を明記して、下記のアドレスまで E メールで請求してください。

折り返し、データを添付して返信します。

保育課 E メールアドレス : tonjido@city.tondabayashi.osaka.jp

(2) 説明会の開催

平成 22 年 10 月 12 日（火）午後 2 時から、富田林市消防署 4 階講堂において説明会を開催します。移管を受けようとする法人の代表者または代理人（法人職員に限ります）は必ず出席をお願いします。（出席者は 1 法人あたり 2 人までとします。）

(3) 質問の受け付け

平成 22 年 10 月 12 日（火）～10 月 18 日（月）の間に、ファクスまたは E メールで、質問票に質問内容を簡潔にまとめてお送りください。提出された質問に対する回答は、10 月 21 日（木）までに、ファクスでお送りします。

(4) 申し込み

平成 22 年 11 月 8 日（月）～11 月 12 日（金）、午前 9 時から午後 5 時 30 分に、「提出書類一覧表」に掲げた書類について必要部数を提出してください。（郵送等は不可）

なお、申請書類作成に必要な経費は、法人の負担です。また、受け付けた応募書類は返却しません。

7. 選考方法

- (1) 富田林市立みどり保育園民営化移管法人選定委員会における選考に基づき、決定します。
- (2) 選考は、書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリング審査、実地審査（応募した法人が運営する保育所の見学）により実施します。
- (3) 応募法人が非常に多数の場合は、書類審査により第一次選考された法人のみプレゼンテーションおよびヒアリング審査、実地審査を実施する場合があります。
- (4) プレゼンテーションおよびヒアリングは、保育所運営方針や運営計画等について、法人理事長、施設長予定者等に出席いただき実施します。なお、日時、会場、プレゼンテーション方法等については後日通知します。
- (5) 実地審査は、書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリング審査において、良好な成績であると認められた法人が運営する保育所において実施します。（すべての応募法人について行うとは限りません。）日時、対象保育所は後日通知します。
- (6) 移管先予定法人は、12月末までに決定し、選考結果は、すべての法人に対して郵送でお知らせします。なお、応募法人名および移管先に決定した法人名は、市のウェブサイト等でも公開します。
- (7) 応募者が2法人に満たない場合は、選定を中止し、再募集を行います。

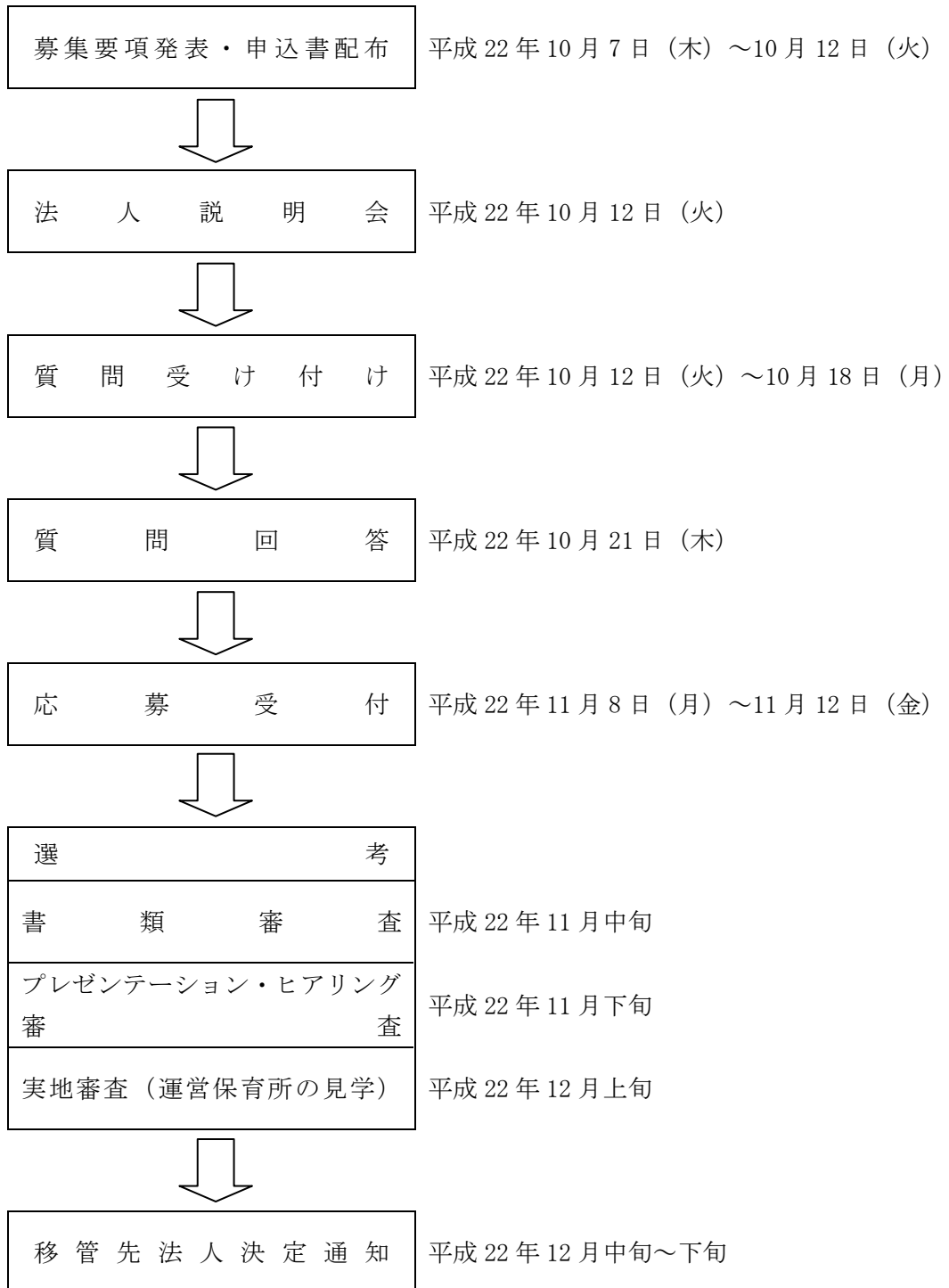
8. 移管先法人に対する市の支援等

- (1) 保育所の建設に要する費用に対する補助金については、「富田林市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱」の定めるところによります。
- (2) 保育所の運営に要する費用に対する補助金については、「富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱」の定めるところによります。
- (3) 開所後に必要となる保育所の施設整備に要する費用に対する補助金については、「富田林市民間保育所施設整備費補助金交付要綱」の定めるところによります。
- (4) 「移管に関する保育所整備・運営要領」に定める移管前の合同保育のため派遣される職員の人件費の一部は、富田林市が負担します。金額の算定方法および負担上限額については、別途制定する要綱に基づくものとします。
- (5) 「移管に関する保育所整備・運営要領」に定める移管後の合同保育に派遣する市職員の人件費等は、富田林市が負担します。

9. その他

- (1) 移管には、市議会での条例改正等の議決、その他関係機関の決定が前提となります。これら議決、決定が得られない場合は、移管に関する事務の執行を停止または延期することがあります。
- (2) 応募書類は、基本的には富田林市情報公開条例に基づく公開対象となります。ただし、開示をしないことができる情報（条例第6条）に規定する情報は除きます。
- (3) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届を提出してください。（様式自由）

移管先法人募集手順（参考）



申請書の提出・問い合わせ先

富田林市役所 子育て福祉部 保育課

住所 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000（代） ファクス 0721-24-8976